

第27回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催月日 平成24年4月18日(水)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名
- 4 出席委員 23名
 - 1番 花澤 信一 2番 鈴木 俊郎 3番 平戸 正己
 - 4番 古川 晃市 5番 葛田 秀治 6番 武内 章一
 - 7番 小川 良夫 11番 烏海 夫男 12番 鈴木 弥須雄
 - 13番 遠山 修 14番 鶴岡 公一 15番 葛田 吉弥
 - 16番 石井 文夫 17番 御園 豊 18番 藤井 幸光
 - 19番 榎本 雅司 20番 勝畑 孟志 21番 飯塚 健史
 - 22番 渡辺 喜一 23番 前橋 勇 24番 川島 三夫
 - 25番 高橋 一夫 27番 石井 清治
- 5 欠席委員 3名
 - 8番 長谷川 良二 10番 伊井 勝實 26番 川名 康夫
- 6 出席事務職員 3名
小藤田事務局長 佐久間主幹 鈴木主査

◎開 会

平成24年4月18日午後3時00分 開会

○議長（勝畑孟志君） ただいまより第27回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、26名中23名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。8番、長谷川良二委員、10番、伊井勝實委員、26番、川名康夫委員。

以上であります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（勝畑孟志君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

1番、花澤信一委員、2番、鈴木俊郎委員を指名いたします。

◎議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（勝畑孟志君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

初めに、議案第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。

議案第1号について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第1号について説明申し上げます。

平成24年4月1日付、市の人事異動に伴い、袖ヶ浦市農業委員会事務局職員の人事異動について、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第3条1項の規定により、会長において専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。専決処分書、ごらんのとおり退職者、鹿島秀明前事務局長にかわりまして、転入者、小藤田光男事務局長となっております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 本件は人事案件でございますので、直ちに採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） ご異議はないようですので、議案第1号 専決処分の承認について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号については報告のとおり承認されました。

○事務局長（小藤田光男君） 改めまして、ただいま議案第1号にて承認をいただきました農業委員会

事務局長であります小藤田光男です。よろしくお願いいたします。

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

議案第2号の1につきまして、本件申請内容につきましては、申請理由は、自宅からも近く、自己所有の農地と隣接しており耕作に便利であるとのことから、当該土地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのこと。場所は、下新田字小松です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料2ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、世帯で740日です。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、取得する田の周囲は水稲作地帯であり、取得後も地域の基準に従い水稲を栽培するとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

25番、高橋一夫委員お願いします。

○25番（高橋一夫君） 25番、高橋です。長谷川さんが何かきょう突発に北海道のほうで葬式ができてしまったので、けさ来て、できたら高橋さんかわってくれないかなというような話で言っていたので、長谷川さんが主立ったことを書いてきましたので自分が読んでみます。

4月13日8時ごろ、〇〇さんと現地を見に行きました。現在は〇〇さんが耕作をしてきれいでした。〇〇さんは現在勤めていますが、退職後、農業をやりたいとのことでありました。現在は父親が農業をやっています。農機具もトラクター2台、田植え機、コンバイン、乾燥機、もみすり機もありますので適正と思いますが、検討をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可と決定します。

次に、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号の2についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自宅からも近く耕作が容易であるとのことから、当該土地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。場所は、下新田字新林です。現地を確認いたしましたところ、耕作されていまして、

会議資料4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、貸付地がありますが、農地改良による従前からの貸付地とのことです。また、作付していない土地がありますが、水路はなく、機械が入りにくく、耕作効率が悪い土地とのことです。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、世帯で570日です。下限耕作面積要件につきましては、営農面積が50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、これまでどおり畑として使用することです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

25番、高橋一夫委員お願いします。

○25番（高橋一夫君） 25番、高橋です。引き続き、これ長谷川さんの案件なのですが、4月14日10時ごろ、〇〇さん立ち会いのもと現地を見てきました。現在は下新田在住の方が借りていましたが、返したいとのこと、本人も高齢で耕作できない、生活資金に充てるためとのことでした。〇〇さんは、機械もトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、もみすり機とあり、適正だと思いますが、審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可と決定します。

次に、議案第2号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号の3についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自宅からも近く耕作が容易であることから、当該土地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。場所は、勝字井戸田です。現地を確認いたしましたところ耕作されておりました。

会議資料6ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、面積が少なく耕作効率が悪い土地とのことです。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、世帯で310日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、取得する田の周囲は水稲作地帯であり、取得後も地域の基準に従い水稲の栽培をすることとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、鳥海夫男委員。

○11番（鳥海夫男君） 11番、鳥海です。4月13日8時に、14番の鶴岡さんと一緒に現地を確認いたしました。〇〇さんと〇〇さんは義理の兄弟になりまして、前からそこ、〇〇さんが健康を害しておりまして、〇〇さんが前からつくっているということです。今回売買ということではありますが、現地はきれいに耕作してあります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 次に、権利者住所地農業委員の14番、鶴岡公一委員。

○14番（鶴岡公一君） 14番、鶴岡です。今説明のあったとおりで何の問題もないだろうというふうに思っております。ただ、今説明の中でことし〇〇さんがつくると言われましたけれども、ことし急だったので、苗のほうの調達に間に合わないということなので、〇〇〇〇〇さん、下泉の〇〇〇〇〇さんのほうにことしはつくってもらって、来年から自分が耕作するという説明でしたので、補足いたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

渡辺委員。

○22番（渡辺喜一君） 22番の渡辺なのですが、皆さんご存じだと思うのですが、このエリアは土地改良区の圃場整備の対象エリアになっているはずなのですね。話の中で圃場整備のほうに賛成しているとか云々とか、そういう話が出たかどうか。それを教えていただきたいのです。

○議長（勝畑孟志君） 事務局のほうわかりますか。事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。圃場の整備のほうの土地改良区のほうですか。

○22番（渡辺喜一君） そうですね。一たん田になっているものを畑にするとか何とか、そういう。

○事務局（鈴木良宏君） あそこの圃場整備は、勝のところの圃場整備の話ですよ。

○22番（渡辺喜一君） そうですね。平成25年採択で大曾根と勝が対象エリアになっているのだけれども、多分このエリアも圃場整備区域になっていると思うのですが。

○事務局（鈴木良宏君） まだそちらのほう、事務局のほうでは圃場整備のほうは把握していないです。

○議長（勝畑孟志君） よろしゅうございますか。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可と決定します。

次に、議案第2号の4について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号の4についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、譲り渡し人からの申し出を受けるものです。場所は、横田字上坪良毛です。現地を確認いたしましたところ耕作されておりました。

会議資料8ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具等については、耕運機、トラクター、農用トラックを所有しており、田植え、刈り取り等は委託しているとのことです。農作業常時従事日数につきましては、譲り受け人と妻もそれぞれ100日従事しておるとのことです。世帯で450日とのことです。ただ、申告書に記載がございましたことから、今後はきちんと整理して申告するよう指導いたしました。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、取得する田の周囲は水稻作地帯であり、今後も地域の基準に従い水稻の栽培をするとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、小川良夫委員。

○7番（小川良夫君） 7番の小川です。4月12日の午後1時ごろ、譲り渡し人の〇〇〇氏の姉の〇〇

さんから説明を受けました。申請地は、総会資料7ページの位置図をごらんいただくとわかりますが、この申請地のすぐ右側にある広い道路は広域農道です。広域農道から西へ200メートルほど入った農振地域の真ん真ん中で、きれいに耕作をされています。譲り渡し人の〇〇〇氏は運送業を営んでおりますが、20年くらい前だったか遺産相続で実家からこの田を取得しましたが、農機具等は一切ございませんで、長年実家に耕作を依頼をしておりました。この地域は2年前にパイプライン工事が施工されましたが、その工事代金も実家のほうで立てかえてもらっているとのことで、今回実家との間のいろいろな負債をあわせて整理するために、実家のほうへ売買の形をとりたいと、こういうことでございます。よろしくご審議のほうお願いします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の4について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の4については許可と決定します。

次に、議案第2号の5について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第2号の5についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、平成24年3月16日第26回総会における継続審議案件でございます。本件申請内容につきましては、申請理由は、自宅地にも近く耕作に便利であることから取得し、農業経営の拡大をしたいとのことです。場所は、上泉字西萩原です。また、本件は、現地の状況において、耕作を開始するにはまだ時間を要するとして、第26回農業委員会総会において継続いたしました案件であり、再度現地を確認いたしましたところ耕うん中でした。

会議資料10ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書で、農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。機械の保有については、耕運機、田植え機、農用車、トラクターを所有しており、稲刈りは委託しているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で260日です。下限耕作面積要件につきましては、耕作面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件については、近隣に耕作地があり、今後も地域の基準に従い耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、平戸正己委員お願いします。

○3番（平戸正己君） 3番、平戸です。これにつきましては3月の会議のときに提案いたしました。そのときは17年間耕作放棄地でございますので、非常に荒れておったということで、草は刈ってあったけれども、畑でないということで、これは物すごい時間かかるよということで保留でございました。けさ住所地の古川委員と現場を見ました。ところが、草は刈ってございました。それで、木はしてございませんけれども、トラクターが入って耕作ができるような原状復帰ということになってございますから、これで耕うん機やれば何とか農地として活用できるのではないかとということで、一応私としては農地に原状復帰できていると思います。よろしくご審議願います。

○議長（勝畑孟志君） 次に、権利者住所地農業委員の4番、古川晃市委員、何かございますか。

○4番（古川晃市君） 4番の古川です。先ほど平戸委員からお話があったとおり、けさ2人で現場のほうを確認してまいりました。お話があったとおり、前回倒木まで片づけてなかったのですけれども、きょう行った中では、その他もろもろの雑草もありましたし、樹木の抜根もされており、即農地として復元されておりましたので、今後耕うんすればすぐ農地に復元できるというような状況になってございますので、よろしく審議のほうをお願いしたいと思います。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の5について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 全員でございます。

よって、議案第2号の5については許可と決定します。

◎議案第3号 買受適格証明発行の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第3号 買受適格証明発行の件を議題といたしますが、議案第3号については、議員の親族にかかわる案件で、農業委員会法第24条の規定により議事参加できませんので、審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

〇〇番、〇〇〇〇委員。

〔〇〇番 〇〇〇〇君退席〕

○議長（勝畑孟志君） それでは、議案第3号の1を議題といたしますが、議案第3号の1ないし議案第3号の2については関連がありますので、議案第3号の1ないし議案第3号の2について一括して事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第3号の1ないし3号の2についてご説明申し上げます。

議案第3号の1ないし2につきましては、木更津税務署の実施する公売に参加するための買受適格証明書の発行に関する案件で、場所は飯富字西山野、入札日は平成24年5月22日です。この入札に参加するための証明書の発行についてご審議いただくことと、この権利者がこの買受適格証明書の発行を受けまして入札で落札した場合、農地の取得でありますので農地法第3条の許可が必要となります。この申請についても提出していただいておりますので、本申請についても許可相当であるか、あわせてご審議をお願いいたします。申請理由は、自作地にも近く耕作に便利であることから取得し、農業経営の拡大と安定を図りたいとのことでございます。

会議資料13ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はなく、機械の保有など問題ありません。農作業常時従事要件につきましては、問題ありません。下限耕作面積要件につきましては、耕作面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力するとのことです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

21番、飯塚健史委員お願いします。

○21番（飯塚健史君） 21番、飯塚です。今事務局から丁寧にご説明ありましたとおり、この買受人の〇〇さんは全部申請はクリアできるものと思われまます。それで今回の現場ですけれども、11ページと12ページごらんいただければと思います。これは飯富神社のほうから坂を上がって、平成通りにぶつかる手前に葬祭場の駐車場がございます。駐車場の手前になりますが、ここは現地で、15日の日曜日に〇〇さんと2人で現地に行きました。ここ耕作されています。きれいにされています。

それと12ページのほうをごらんください。この所在地、左が、そのL型になっている、その反対側。現地は大分荒れておる、実際はかなり荒れていました。十数年前から耕作とか、そういう場所ではないのです。その中に3筆並んでいまして一番奥の土地なのですけれども、女竹や雑木、そういったものがかなり繁茂してしまっていて。現状としましては大変だなと思いました。でも、本人が非常にその気になってやる気であれば、準備が整っているとすれば、そこら辺の荒れた状況からすぐ畑になる、耕作可能になると思います。本人も果樹を植えたいなど。今も果樹はイチジク等々ついています。カキとかそういったものを植えたいと。買えるものであればということですので。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号の1ないし議案第3号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1ないし議案第3号の2については原案のとおり可決されました。

〔〇〇番 〇〇〇〇君着席〕

◎議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたしますが、議案第4号の1ないし議案第4号の4については関連がありますので、議案第4号の1ないし議案第4号の4について、一括して事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

本件は、市原市の法人が袖ヶ浦市在住の所有者4名の方から申請地を売買によって取得し、建て売り分譲住宅に転用したいとする案件でございます。農地部分の面積は3,456.49平米、宅地を含めまして全体で3,470.39平米の計画区域内に住宅14戸及び拡幅道路、それと側溝等を建設し、建て売り分譲したいとするものでございます。

総会資料の14ページの位置図をごらんください。1の2と書いたところがございますが、こちらが昭和保育園です。申請地は、この昭和保育園の西側に位置して、奈良輪の市街化区域から約140メートルの距離で、半径150メートル以内に住宅が40戸以上連檐しております。周囲に農地、住宅が混在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地です。土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりでございます。他法令の関係ですが、袖ヶ浦市宅地開発指導要綱の規定による事前協議申請につきましては、今週末までに提出が予定されております。排水関係につきましては、汚水は建築時に各戸に合併浄化槽を設置して、新設側溝へ排水後、既存の道路側溝へ排出されません。雨水につきましても、新設側溝へ排水後に既存の道路側溝へ排水されます。この開発に係る一連の協議につきましては、市の都市整備課において関係各課の意見を取りまとめ、協定書の締結作業を進めることとなります。また、隣接農地は1カ所で、所有者に説明はしてあるとのことでございます。このほか特に懸念される問題はないものと思われまます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 本案件につきましては、16日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に審議の内容及び結果について報告をしていただきます。

高橋運営委員会委員長。

○25番（高橋一夫君） 25番、高橋です。議案第4号の1ないし議案第4号の4について、建て売り分譲住宅用地への転用であります。運営委員会を開催しましたので、その経過と結果について報告いたします。

4月16日午後2時30分より現地確認を行い、午後3時より審査を行いました。現地確認には、譲り渡し人1名、譲り受け人、社員1名及び申請代理人、社員1名に出席をいただき、現地で状況説明を願いました。審査会につきましては、譲り受け人の社員1名及び申請代理人の社員1名に出席をいただきました。現地を確認したところ、申請地は住宅及び農地に囲まれた地域で、耕作はされておられませんでした。審査会では事務局の説明後、譲り受け人に建て売り分譲に係る事業計画について説明を求めました。事業内容ですが、農地3,456.49平米を転用し、宅地を含め全体で3,470.39平米の計画区域内で宅地14戸を建設しようとするものであります。

主な質疑については、土砂の購入先、隣家の距離等でありました。市内区域といたしましては、都市計画の許可の可能性はどうか。盛り土の高さについてはどうであるか。市街化区域内の近隣も建て売り住宅地として開発されていることなどの状況から判断してやむを得ないことと考えられる。他の農地に被害が及ぶこともないと思われること。以上のようなことから採決の結果、全員賛成にて許可すべきものと決定しました。

以上、報告します。

○議長（勝畑孟志君） 報告が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

渡辺委員。

○22番（渡辺喜一君） 22番の渡辺です。参考までに伺いますけれども、もしわかれば教えていただきたいのですが、袖ヶ浦市の土地開発公社が持っていた土地が791-3ですね。もしわかれば、これは開発公社は何のためにその土地を持っていたのかどうか。その辺もしわかれば教えていただきたい。わからなければ結構です。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 結論的にはわからないのですが、想像するところによりますと、かつて公拡法といいまして、市の公共事業を実施するに当たって先行取得的に公社が買っておいて、そこを利用するというようなことから、そうしたことが予想されます。あくまで予想です。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第4号の1ないし議案第4号の4について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の1ないし議案第4号の4については許可相当と決定しました。

◎議案第5号 平成24年度第1次農用地利用集積計画承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第5号 平成24年度第1次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第5号 平成24年度第1次農用地利用集積計画承認の件についてご説明申し上げます。

今回の申請は、利用権の設定が3件で、6,218平方メートルとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）5ページをお開きいただきしたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。〇〇〇〇さんですが、申請面積は19.86アール、〇〇〇さんですが、申請面積は30.33アール、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇ですが、申請面積は11.99アールとなっております。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第5号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 農地の賃借料情報の提供について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第6号 農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。

議案第6号について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第6号 平成24年度袖ヶ浦市農地の賃借料情報の提供についてご説明申し上げます。

提案理由は、平成21年12月15日付で農地法の一部を改正する法律が施行され、標準小作料制度が廃

止され、改正前の標準小作料制度にかわり、改正農地法第52条で農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、新たに農業委員会による農地の賃借情報の提供が規定されたものでございます。

情報の内容といたしましては、毎年1月から12月までの農地法第3条や農業経営基盤強化促進法の利用権設定による賃借料を集計し、地目別、地区別に10アール当たりの最高額、最低額、平均額、袖ヶ浦市の平均額などを提供いたします。提供方法といたしましては、農業委員会総会において賃借料情報を決定後、農業委員会のホームページ等に掲載するなどしてお知らせいたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

平戸委員。

○3番（平戸正己君） 3番。この物納の1万3,600円と、この値段はどこからの情報ですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。JAきみつのほうに行って照会をいたしまして回答いただいております。

○議長（勝畑孟志君） そのほかにございますか。

渡辺委員。

○22番（渡辺喜一君） 22番の渡辺なのですけれども、このデータ数というのは、利用集積のあれから、例えば何月から何月までの間のあれとか何かそういうあれは、基準か何かあるのですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） こちらのほう積算基準のようなもの、積算基準と申しますか積算するものは千葉県農業会議とかのほうから書式の計算式のほういただいております、それに合わせて袖ヶ浦市の平成23年の1月から平成23年の12月までの間、農地法3条の賃貸借もしくは利用集積計画による農地の賃貸借、そのデータをすべて地区ごと、地目ごと、それをすべて計算式のほうに当てはめて入力していきます。その入力した結果を集計いたしまして、平均、それと最高額、最低額という形で算出しております。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） そのほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第6号について、提案のとおり提供することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については提案のとおり提供することに決定しました。

◎報告事項

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。

農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定に基づきまして局長専決にて処理をいたしましたので、ご報告いたします。なお、専決処理期間は、平成24年3月1日から同年3月31日まででございます。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第4、その他に入ります。

何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉 会

○議長（勝畑孟志君） これをもちまして第27回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後3時50分 閉会